

笠間市消防長及び消防署長の資格を定める条例（案）の概要

1. 趣旨

地域主権一括法による「消防組織法」（昭和22年法律第226号）の一部改正に伴い、これまで「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」（平成25年政令第263号）で規定していた消防長及び消防署長の資格の基準について市が定めるものです。

2. 条例制定の考え方

市の消防長及び消防署長の資格の基準については、「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」と同じ内容の基準を条例で制定します。

基準の内容	現行基準	市の考え方	
		市の基準	理由
笠間市消防長及び消防署長の資格の基準について	市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令	現行の基準と同じ	独自基準を設ける特別の事情がないと判断